

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第14号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則(令和2年埼玉県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表2の1の項(1)中「又は」を「若しくは」に改め、「写し」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面(自動車検査証の原本を除く。)」を加え、同項(2)中「記載された者」を「記録された者」に改める。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証の自動車検査証記録事項が記載された書面(自動車検査証の原本を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。